

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条
第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載し
た書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに
意見を述べる理由を記載した書面を添えて令和六年六月二十一日から同年十月二十一日
までに奈良県産業部経営支援課に到着するように提出してください。

令和六年六月二十一日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 DCM富雄南店、ボトルワールドOK富雄中町IC店
所在地 奈良市石木町七七番地

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）名称 DCMダイキ富雄南店
所在地 奈良市石木町七七番地
（変更後）名称 DCM富雄南店、ボトルワールドOK富雄中町IC店
所在地 奈良市石木町七七番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 DCM株式会社
住所 東京都品川区南大井六丁目二二番七号
代表者 代表取締役 石黒 靖規
（変更後）名称 DCM株式会社
住所 東京都品川区南大井六丁目二二番七号
代表者 代表取締役 石黒 靖規

名称 株式会社桶谷ホールディングス
住所 吉野郡吉野町大字新子三一七番地
代表者 代表取締役 桶谷 晃弘

三 変更年月日

令和六年五月三十日

四 届出年月日

令和六年五月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

令和六年六月二十一日から同年十月二十一日まで。ただし、奈良県の休日を含め

ず。条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除き

ます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで